

第五十二号議案

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月二十二日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

江戸川区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月江戸川区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項各号中「二十歳」を「十八歳」に改める。

第十四条の三中「第十九条の二」の下に「及び第十九条の四」を加え、同条第一号ハ中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改め、同号ニ中「第八十一条の二第九項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改め、同条第二号ニ中「第七十二条の三第一項」の下に「及び第七十二条の三の二第一項」を加え、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第十五条の四第一号中「百分の七・六七」を「百分の七・九五」に改め、同条第二号中「四万二千円」を「四万三千二百円」に改める。

第十五条の八中「及び第十九条の二」を「、第十九条の二及び第十九条の四」に、「六十三万円」を「六十五万円」に改める。

第十五条の九中「第十九条の二」の下に「及び第十九条の四」を加え、同条第二号口中「第七十二条の三第一項」の下に「及び第七十二条の三の二第一項」を加える。

第十五条の十二第一号中「百分の二・四三」を「百分の二・六三」に、「百分の五十五」を「百分の五十四」に改め、同条第二号中「一万三千五百円」を「一万四千四百円」に、「百分の四十五」を「百分の四十六」に改める。

第十五条の十六中「及び第十九条の二」を「、第十九条の二及び第十九条の四」に、「十九万円」を「二十万円」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の二・四三」を「百分の二・八七」に改め、同条第二号中「一万七千四百円」を「一万八千三百円」に改める。

第十九条中「又は次条各号に定める額」を「、次条各号に定める額又は第十九条の四各号に定める額」に改める。

第十九条の二の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改め、同条中「六十三万円」を「六十五万円」に、「十九万円」を「二十万円」に改め、同条第一号イ中「二万九千四百円」を「三万二百四十円」に改め、同号ロ中「九千四百五十円」を「一万八千円」に改め、同号ハ中「一万二千八百八十円」を「一万二千八百十円」に改め、同条第二号イ中「二万千円」を「二万六千六百円」に改め、同号ロ中「六千七百五十円」を「七千二百円」に改め、同号ハ中「八千七百円」を「九千五百五十円」に改め、同条第三号イ中「八千四百円」を「八千六百四十円」に改め、同号ロ中「二千七百円」を「二千八百八十円」に改め、同号ハ中「三千四百八十円」を「三千六百六十円」に改める。

第十九の三の次に次の一条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第十九条の四 当該年度において、納付義務者の属する世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）が

ある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額は、当該被保険者均等割額（第十九条の二に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）から、次の各号に掲げる区分に應じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

イ 第十九条の二第一号イに規定する金額を減額した世帯 六千四百八十円

第十九条の二第二号イに規定する金額を減額した世帯
一万八千八百円

第十九条の二第三号イに規定する金額を減額した世帯一万七千二百八

十
四

ニイからハまでに掲げる世帯以外の世帯 二万千六百円

二 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

イ 第十九条の二第一号ロに規定する金額を減額した世帯 二千百六十円

第十九条の二第二号ロに規定する金額を減額した世帯 三千六百円

第十九条の二第三号ロに規定する金額を減額した世帯 五千七百六十円

ニイからハまでに掲げる世帯以外の世帯 七千二百円

付
則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第十四条の三、第十五条の四、第十五条の八、第十五条の九、第十五条の十二、第十五条の十六、第十六条の四、第十九条、第十九条の二及び第十九条の四の規定は、令和四年度以後の年度分の保険料について適用し、令和三年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（説明）

基礎賦課額の保険料率等を改めるとともに、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の改正に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額の減額に関する規定を定めるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。